

河原井さん・根津さんらの「君が代」解雇をさせない会

根津公子

## 1. 停職 6 月処分は違法と断じた小川判決とそれを確定した最高裁決定

小川判決 (20.3) は、これまで最高裁が処分適法と判じた根津の処分については、どれもが重い処分をしてよい「相当性を基礎付ける具体的事情があるということが出来る」と言い、08 年処分では「トレーナー着用行為をしないよう職務命令を受けたにもかかわらず」着用したのだから、停職 6 月処分が「重すぎて相当ではないとは言えない」と言い、今回の処分量定は「停職 3 月の懲戒処分よりさらに重くすることはやむを得ないというべきである」と言った。そこまで罵ったうえで、しかし、停職 6 月処分は、「控訴人根津の過去の処分歴や不起立行為が繰り返されてきたことを考慮しても、なお正当なものとみることができない」「懲戒権者としての都教委に与えられている裁量権の合理的範囲を逸脱して…、違法なもの」と判じた。

都が裁量権を濫用したことについて判決は次の 3 点をあげる。

まずは前提となる、停職 6 月処分の重さについて。

「職員の懲戒に関する条例によれば、停職期間の上限は 6 月とされており、停職期間を 6 月とする停職処分を科することは、さらに同種の不起立行為を繰り返し、より重い処分が科されるときには、その処分は免職のみであり、これにより…教師としての身分を失うことになるとの警告を与えることとなり、その影響は、単に期間が倍になるという量的な問題にとどまらず、身分喪失の可能性という著しい質的な違いを被処分者に意識させることになり、これによる被処分者への心理的圧迫の程度は強い」とした。07 年事件控訴審須藤判決を踏まえた判示である。

次に、「過去の処分歴」を「具体的事情」として繰り返し使うことを実質禁じた須藤判決に照らし、また、根津の不起立はほかの人の不起立とは異なるのかを問う。

「控訴人根津について過去に懲戒処分や文書訓告の対象となっただけの行為は、…平成 18 年 3 月の懲戒処分について考慮されているから、今回は処分を加重していい「具体的事情」にはならない：筆者)、その後、同種の非違行為が繰り返されて懲戒処分を受けたという事実は認められない」「本件根津不起立行為は、以前に行われた掲揚された国旗を引き下ろすなどの積極的な式典の妨害行為ではなく、控訴人河原井と同様の国歌斉唱時に起立しなかったという消極的な行為であ(る)」と判じた。

3 点目、地裁判決が 08 年停職 6 月処分適法の「具体的事情」としたトレーナー着用について小川判決は、「平成 20 年 3 月の懲戒処分がされた後は、本件根津懲戒処分時まで、控訴人根津が、勤務時間中に、平成 19 年度の本件トレーナー着用行為のような行為をしたことはなく、また、その他の非違行為がされたことについては、これを認めるに足る的確な証拠はない」と判じ、トレーナー着用を「具体的事情」とはしなかった。

21 年 2 月、最高裁第 2 小法廷は小川判決を決定した。

\*小川判決を確定した最高裁決定、そして後述する須藤判決を確定した最高裁決定がある中、大阪府及び大阪市の「3 回不起立で免職」(職員基本条例)は破綻したと言えるのではないか。停職 6 月処分の「心理的圧迫の強さ」を前提とした処分取消しなのだから、たとえ椅子を持ち込むなどしての不起立行為が「積極的妨害行為」「具体的事情」と認定されたとしても、免職はあるまいと思う。

## 2. 停職 6 月処分を適法とした地裁判決

「ア、本件不起立自体は……着席したという消極的な行為……であること、イ、平成 19 年 3 月 30 日付停職 6 月の処分が取り消されていること等を考慮しても、ウ、過去の処分に係る非違行為の内容及び頻度、重要な学校行事等における教員の職務命令違反であるという……諸事情を総合考慮すれば、……(重い処分をしてよい) 具体的事情があったものと認めることができる」と判じた。ア、イを「考慮した」と書くが、考慮した形跡はまったくないままにウの結論に強引に。審議に必須とされる「慎重な考慮」は皆無だった。

### 3. 07 年事件逆転勝訴須藤典明控訴審判決 (15.5)

「処分の加重を必要とするような特段の事情が認められるか否かという点に加えて、停職処分を加重することによって根津が受けることになる具体的な不利益の内容も十分勘案して、慎重に検討することが必要」との基準を示したうえで、まずは同一の「過去の処分歴」を使つての機械的累積加重処分を断罪。05～06 年事件（減給 6 月、停職 1 月、停職 3 月処分）についての 3 回の処分適法は、同一の「過去の処分歴」を使つてのこと。

不利益については、「停職 6 月処分を科すことは、…控訴人根津がさらに同種の不起立行為を行った場合に残されている懲戒処分は免職だけであつて、次は地方公務員である教員としての身分を失う恐れがあるとの警告を与えることとなり、その影響は、単に期間が倍になったという量的な問題にとどまるものではなく、身分喪失の可能性という著しい質的な違いを根津に対して意識させざるを得ないものであつて、極めて大きな心理的圧力を加える」と、停職 6 月の意味することを明示したうえで、「自己の歴史観や世界観を含む思想等により忠実であろうとする教員にとっては、自らの思想や信条を捨てるか、それとも教職員としての身分を捨てるかの二者択一の選択を迫られることとなり、…日本国憲法が保障している個人としての思想及び良心の自由に対する実質的な侵害につながる」と判示。この判示は、「君が代」起立は「儀礼的所作」であり、それを求める職務命令は「間接的制約」とした性格付けを問い直すことに道を拓く（はず）。

### 4. 12 年最高裁判決の「具体的事情」

12 年最高裁判決は、「職務命令は違法とはいえない」「戒告処分は適法。減給以上の処分は違法」として、私を除く人たちの減給 1 月以上の処分を取り消した。しかし、私については、「過去の処分歴」を「(処分を加重してよい) 具体的事情」として停職 3 月処分を適法とした。「具体的事情」は、大阪の志水さん、奥野さんにも適用し、減給 1 月処分を適法とした。

誰の不起立・不伴奏行為も、「日の丸・君が代」を強制し、子どもたちを調教することに対する不同意の意思表示の行為だ。他の人と私や奥野さんたちの不起立の思いに違いはない。

### 5. 今回の最高裁決定を受けて

09 年事件訴訟で、私と河原井さんの裁判は終わった。最後にまさかの勝訴判決を得られたのは、夢のよう。裁判所からは、1 件ごとではなくすべての案件をまとめてほしいと再三言われてきたが、それに応じなかったからこそ得られた 07 年事件・09 年事件勝訴判決。

決定は、08 年各判決、09 年地裁判決を否定してくれたともいえる。09 年事件地裁の春名茂裁判長たちの教育観はあまりにお粗末かつ戦前回帰のもの。「そもそも学校教育法及びこれに基づく学習指導要領において定める…教育活動は、一定の価値観やこれに基づく価値の選択を前提とせざるを得ないものであるから、その意味で価値中立的であることとは両立しえない」(君が代起立斉唱を求める)本件職務命令は、…教員らが、各人の個人的見解は別にして国旗及び国歌として定められたものを尊重する態度を示すことにより、生徒らにも同様の態度が涵養され」と判示する。「一定の(国家の)価値観」を注入し「涵養」することが教育というのだ。教育勅語を使つてもいいという、17 年 3 月の閣議決定を踏まえての判決かと思わせる。こうした判示を多少とも引込めることができたことにほっとする。

根津・河原井の裁判が終わり、思うのは、教育観を曲げず、自身にも生徒にも嘘をつかずに仕事がやり切れたことへの安堵と幸せ。08 年 2 月から 09 年にかけて都教委が根津免職を企む中、大勢の方々がたたかいに参加してくださったことによってそれを阻止し定年退職を迎えられたときに思ったことを、いま再び思う。

「日の丸・君が代・天皇制」とのたたかいは続けていきたい。

# 「終わり」ではなく新しい一歩へ!! 「やっぱりあきらめない」



2021.7.18 集会資料  
河原井 純子

## (1) 18年の裁判闘争～人の輪と拓げたら～

- ① 思想良心の自由
  - ② 教育の自由
  - ③ 裁量権の濫用
- の3本柱をのりめろ → 裁判所 門前払いできず  
たえろ

\* 南判決(差し戻し審・2006年事件) 控訴人河原井と保護者の陳述を証拠として「……教諭と児童生徒との人格的角合いが教育活動に不可欠のことであり、その角合いに「国家賠償請求」を認めろ

\* 須藤判決(控訴審・2007年事件)「……日本国憲法が保障している個人としての思想及び良心の自由に対する実質的な侵害に「つながる」ものであり……」と判断。実質的な違憲に「つながる」と言っている画期的判決である。

## (2) 全国雑木林行脚 ……がんばらない あきらめない たのしみたのしみ つたがりにい……

北は北海道から南は沖縄まで歩き続け、いまも未踏の地への「雑木林行脚」は続いている。「行脚」は点から線へそして面へと繋がりが広がっていくニヒがある。(拙著日曜社絵本「雑木林の決意」 学校は「雑木林」に詳しい)

\* 青森県のハチのムネの青年からの質問「河原井さんどうして『君が代』で不起立するのですか?」で **スタート!!** して青年たちとの

### <河原井さんと味噌火りと憲法学習会>

おど朝鮮学校無償化裁判と繋がりに 現在は朝鮮学校美術部(中・高)の青年たちと共にのりめっている

カラカラ～(行け行け)! カラカラ～! 味噌!  
イルシンタンギョル(-心団結) 味噌! < 味噌を仕込む時の掛け声である迫力あり!! >

## (3) さらに共闘を!! イルシンタンギョル!!

- \* イルシンタンギョル(-心団結)五次 戒告処分を取っ直し目指して
- \* イルシンタンギョル(-心団結)勧告 IL/左派コ勧告ももっともつためましょう!!

# 陳述書

2021.7.18  
集会資料

(2008年事件法廷での最後の訴え)

2017年4月10日

東京地方裁判所第19部民事部御中

原告 河原井 純子

## (I) 東京の教育破壊は深化する

「学校」に「教室」に「だれの子どももこうさせたい」教育の営みを一刻もはやく取り戻したい。心からの叫びです。

世界人権宣言第一条

「すべての人間は生まれながらにして自由でありかつ尊厳と権利を同じうして平等である」を

実現するため

わたしたちは決してあきらめない。社会は学校は雑木林でありたい

多種多様な雑木が共生共存できる雑木林

「障がい」があってもなくてもあたりまえに共生・共存のべき社会や学校をつくりだしたい

一刻もはやく

今ここにわたしたちは雑木林となる児童憲章

「児童は人として尊ばれる」「児童は社会の一員として重んばれる」「児童はよい環境の中で育つための」

子どもの権利条約第十三条

表現情報の自由

「子どもは表現の自由への権利を有する」を実現するため

わたしたちは決してあきらめない。子どもたちひとりひとりの「耳を傾け

じこころを聞きあひひつこころを話す

命令しない命令されない差別しない差別されない関係を

子どもたちと築き上げる

この子の命も大切に大切に

育まれる雑木林

今ここにわたしたちは雑木林となるすくすくもつとせう

四七教育基本法

「教育は不当な支配に服するようにならない全体に対し直接責任を負って行われるべきものである」

とわらわら

憲法第九条 「戦争の放棄軍備及び交戦権の否認」を実現するため

わたしたちは決してあきらめない。教室は雑木林

子どもたちの命の鼓動・雑木林雑木林を胸にはししない

改題への道を

競争への道を拒否する

渾身の力を込めて 二〇〇三・一〇・二三通告に服従しない

雑木林が雑木林で生き続けるため。あなたがあなたで生き続けるため。

わたしがわたしで生き続けるため。今ここにわたしたちは雑木林となる

じこころを聞きあひひつこころを話す

雑木林から雑木林へ

「君が代」解散を阻止する

雑木林から雑木林へ

(雑木林の決意 教育の営みをとり戻したい 絵と文 河原井 純子 2013.1.26 日ノ星社発行)



## (II) さいごに憲法判断と訴えます

春名裁判長 「教育の営み」と照らし合わせて「10.23通告」それに基づく職務命令の違憲違法の憲法判断とおべての処分の取り消しを、こゝに強く強く切望いたします。

本日はゴ多用のなが傍聴ありがとうございました  
2008年事件の判決 5月22日 13:15 527法廷で 宜しくお願います



**【資料】10・23通達に基づく過去の処分一覧**

2020年12月25日 (単位:名)

B-3

処分年度	処分内訳	都立高校	特別支援学校	小・中学校	計
03年度周年行事	戒告	8	2		10
03年度卒業式	戒告	169	13	10	
	減給1月		1		193
04年度入学式	戒告	32	1	4	
	減給1月	1	2		40
小計		210	19	14	243
04年度卒業式	戒告	36	1	2	
	減給1月	8	1	1	
	減給6月		2	2	53
05年度入学式	戒告	6			
	減給1月	3			
	停職1月			1	10
小計		53	4	6	63
05年度周年行事	停職1月		1		1
05年度卒業式	戒告	17	2	2	
	減給1月	10			
	停職1月	1			
	停職3月			1	33
06年度入学式	戒告	2			
	減給1月	3			5
06年度周年行事	減給1月	1			1
06年度卒業式	戒告	17	2	1	
	減給1月	10	1		
	減給3月	1			
	停職1月		1		
	停職3月		1		
	停職6月			1	35
07年度入学式	戒告	2			
	減給1月	2	1		
	減給6月	2			7
07年度卒業式	戒告	7		2	
	減給1月	6		1	
	減給6月	2			
	停職6月		2		20
08年度入学式	戒告		1		
	減給1月	1			2
08年度卒業式	戒告	4			
	減給1月		1		
	減給6月	3		1	
	停職3月		1		
	停職6月		2		12
09年度入学式	減給3月		1		1
09年度卒業式	減給1月	1			
	減給6月		1		
	停職1月			2	4
10年度入学式	戒告	1			
	減給1月	2			3
10年度卒業式	戒告	2			
	減給1月		1		
	減給6月	2			
	停職6月		1		6
11年度入学式	戒告		1		1
11年度卒業式	戒告	1	2		3
12年度入学式	戒告		1		1
12年度卒業式	戒告	5			
	減給1月		1		6
13年度入学式	戒告	2			
	減給1月		1		3
13年度 12月 再処分	戒告	7	最高裁判決の減給処分取消に伴い新たに戒告処分発令(再処分)		
13年度卒業式	戒告	2		1	
	減給1月		1		4
14年度入学式	減給1月		1		
	減給6月	1			2
14年度卒業式	減給1月		1		1
14年度 3月 再処分	戒告	1	地裁判決の減給処分取消に伴い新たに戒告処分発令(再処分)		
15年度入学式	減給1月		1		1
15年度 4月 再処分	戒告	8	地裁判決の減給処分取消に伴い新たに戒告処分発令(再処分)		
15年度卒業式	戒告	3			
	減給1月		1		4
16年度卒業式	戒告	1			
	減給1月	1			2
17年度 2月 再処分	戒告	2	地裁判決の減給処分取消に伴い新たに戒告処分発令(再処分)		
17年度卒業式	戒告	1			1
20年度 12月 再処分	戒告 1名・2件		1	最高裁決定での減給処分取消(2019年3月)に伴い新たに戒告処分発令(再処分)	
10.23通達以降累計		397	55	32	484

※被処分者の会事務局まとめ

<再雇用取消・採用拒否など>

1. 嘱託再雇用取消5名(04年),  
戒告+嘱託合格取消7名(04年3名, 05年1名, 07年2名, 08年1名)  
戒告+講師任用取消1名(04年),  
戒告+非常勤教員合格取消1名(08年)  
計14名(高)(他に小1名・08年)
2. 「再発防止研修」未受講による処分 減給1月1名(04年、小学校)減給6月1名(05年、高  
校)
3. 「再発防止研修」時ゼッケン等着用による処分(05年) 減給1月1名(中)戒告9名(高5名、  
小中4名)
4. 被処分者の嘱託採用拒否 高校25名(05年5名、06年10名、07年10名)(他に小1名)
5. 被処分者の再任用・非常勤教員採用拒否 13名(08年、再任用3名・非常勤教員10名)
6. 被処分者の再任用・非常勤教員採用拒否 12名(09年7名、10年5名)
7. 被処分者の再任用・非常勤教員採用拒否 高校5名(11年5名)

## 【資料】 10・23 通達関連裁判の状況

2021年6月30日 被処分者の会・東京「君が代」裁判原告団事務局

## 1. 東京「君が代」裁判第五次訴訟(東京地裁民事36部 原告15名 卒入学式及び再処分取消請求事件)

\* 3月31日に地裁に提訴 第1回弁論期日7月29日(木) 13時30分 地裁510号

- 1) 卒入学式事件(2014~17年 10件・5名) 戒告4件・4名、減給6件・2名(1名が戒告と重複、1名が5件)
- 2) 再処分取消請求事件(16件・12名 内2名が卒入学式事件と重複)  
2013年事件・6件 2015年事件・7件 2018年事件・1件 2020年事件・2件  
計16件 内再処分2件の原告4名

\*再処分とは 減給処分取消が確定した現職教員に対し都教委が改めて戒告処分を発令すること。

## 2. 東京「君が代」裁判第四次訴訟(一審原告14名 控訴審13名 10~13年処分取消・損害賠償請求)

- 1) 地裁判決(東京地裁民事11部) 2017年9月15日。一部勝訴。減給・停職6名・7件取消。不起立4回目以上の減給処分(1名・2件)も取り消し。戒告を含む全ての処分取り消しを求めて13名が控訴。都側は上記不起立4回目以上の減給処分取消に対してのみ控訴。5名・5件の減給・停職処分取消は確定。
- 2) 高裁判決(東京高裁第12民事部) 2018年4月18日。一部勝訴。原告・都側双方の控訴棄却。減給処分(1名・2件)を取り消す。都側は減給処分(1名・2件)取消の高裁判決を不服として最高裁に上告受理申立。一審原告13名は憲法判断での前進、戒告処分取消、損害賠償を求め最高裁に上告、上告受理申立。
- 3) 最高裁決定 2019年3月28日、最高裁第一小法廷は原告らの上告棄却、上告受理申立不受理を決定(戒告処分取消、損害賠償を認めず)。都側の上告受理申立不受理を決定(1名・2件の減給処分取消が確定)。

## 3. 再雇用拒否撤回を求める第二次訴訟(一審原告22名 07~09年損害賠償請求)

- 1) 地裁判決(東京地裁民事36部) 2015年5月25日。勝訴。再雇用等の「期待権を侵害」し「裁量権の逸脱・濫用」で「違法」として東京都に1人約210万円~260万円(総額約5370万円)の損害賠償を命じる。東京都が高裁に控訴。
- 2) 高裁判決(東京高裁第2民事部) 2015年12月10日。東京都の控訴を棄却。一審に続き勝訴。
- 3) 東京都が最高裁に上告受理申立。最高裁第一小法廷は都側の上告受理申立を受理し2018年6月25日に弁論を開く。
- 4) 最高裁判決(第一小法廷 2018年7月19日) 東京高裁判決を破棄、逆転敗訴の不当判決。

## 4. 東京「再雇用拒否」第三次訴訟(原告3名 2011年損害賠償請求)

- 1) 地裁判決(東京地裁民事19部) 2016年4月18日。高裁判決(東京高裁第5民事部) 2017年4月26日。不当判決、敗訴。東京都に広範な裁量権を認め、原告らの請求を棄却。原告らは東京高裁に控訴。
- 2) 最高裁決定(第一小法廷 2018年7月19日) 上告棄却、上告受理申立不受理の不当決定。高裁判決が確定。

## 5. 河原井さん根津さん停職処分取消訴訟(2名)

- 1) 08年事件高裁判決(2019年3月14日) 根津停職6月容認(河原井停職6月処分取消は地裁で確定済)、両者の損害賠償請求棄却。最高裁第一小法廷は2019年10月31日、上告棄却・上告受理申立不受理決定。高裁判決確定。
- 2) 09年事件高裁判決(2020年3月25日) 一審判決を変更し、根津停職6月を取り消す(逆転勝訴)。両者の損害賠償請求棄却。最高裁第二小法廷は2021年2月17日、双方の上告棄却・上告受理申立不受理決定。高裁判決確定。

## 6. 10・23通達関連の最高裁判決一覧 \*都立学校とは都立高校及び都立特別支援学校のことである。

裁判名	学校種別	上告人数	判決年月	結果	処分取消人数など
都教組・八王子04年処分取消訴訟	中学校	3名	2011年6月	敗訴	
中島さん04年処分取消訴訟	小学校	1名	2011年7月	敗訴	
安部さん06年処分取消訴訟	小学校	1名	2011年7月	敗訴	
申谷さん囑託採用拒否訴訟	都立高校	1名	2011年5月	敗訴	
囑託採用拒否撤回第1次訴訟	都立高校	13名	2011年6月	敗訴	
「君が代」解雇裁判(囑託等合格取消)	都立高校	10名	2011年7月	敗訴	
木川さん再任用採用拒否訴訟	都立高校	1名	2011年7月	敗訴	
東京「君が代」裁判一次訴訟 (04年処分請求)	都立学校	162名	2012年1月	一部勝訴	減給1名
河原井・根津処分取消訴訟 (06年停職処分取消請求)	中学校 特別支援	2名	2012年1月	一部勝訴	停職1名
アイム'89・04年処分取消訴訟	小中学校	3名	2012年1月	敗訴	
予防訴訟	都立学校	375名	2012年2月	敗訴	

東京「君が代」裁判二次訴訟 (05・06年処分取消請求)	都立学校	62名	2013年9月	一部勝訴	停職1件 減給21件 計21名
東京・小中「君が代」裁判 (04・05年処分取消請求)	小中学校	10名	同上	同上	減給3件 計2名
近藤順一さん07~10年処分取消訴訟	中学校	1名	同上	同上	停職1件 減給2件 1名
都障労組04年処分取消訴訟	特別支援	3名	同上	同上	減給2件 1名
米山さん処分取消・採用拒否訴訟	小学校	1名	同上	敗訴	
河原井さん国賠請求訴訟	特別支援	1名	2013年7月	勝訴	都側上告受理申立を不受理
河原井・根津さん07年停職処分取消 訴訟	中学校 特別支援	2名	2016年5月	勝訴	停職1件・1名(河原井さん停 職処分取消は高裁で確定済)
東京「君が代」裁判三次訴訟 (07~09年処分取消請求)	都立学校	50名	2016年7月	敗訴	一審・二審で合計停職2件・ 1名、減給29件・25名取消。
再雇用拒否撤回を求める第二次訴訟	都立高校	一審22名	2018年7月	敗訴	
東京「再雇用拒否」第三次訴訟	都立学校	3名	2018年7月	敗訴	
東京「君が代」裁判四次訴訟 (10~13年処分取消請求)	都立学校	一審14名 二審13名	2019年3月	一部勝訴	一審で停職・減給5件・5名取消。 最高裁で減給2件・1名取消。
河原井・根津さん08年停職処分取消 訴訟	中学校 特別支援	2名	2019年10月	敗訴	一審で河原井さんの停職6月処 分の取消は確定済み。
河原井・根津さん09年停職処分取消 訴訟	特別支援	2名	2021年2月	一部勝訴	一審で河原井さんの停職6月処 分の取消は確定済み。

### <最高裁での処分取消の人数の合計>

2012年1月	停職1件・1名	減給1件・1名	計	2件・2名
2013年9月	停職2件・2名	減給28件・25名	計	30件・25名(停職と減給取消が重複する人が2名)
2016年5月	停職1件・1名		計	1件・1名(河原井さん停職処分取消は高裁で確定済なので除く)
2019年3月	減給2件・1名		計	2件・1名
2021年2月	停職1件・1名		計	1件・1名(河原井さん停職処分取消は地裁で確定済なので除く)
最高裁での処分取消の合計(2012年+13年+16年+19年+21年) 36件・30名				

## 7. 「授業してたのに処分」事件 都教委は控訴せず勝訴確定

東京地裁判決(2013年12月19日)。2005年3月卒業式不起立での減給1月の処分に伴う再発防止研修・専門研修(減給以上の処分者対象)の未受講を理由とした減給6月の処分を取り消す。都教委は控訴せず、勝訴確定。

## 8. 東京「君が代」裁判第三次訴訟(原告50名 07~09年処分取消・損害賠償請求)

- 1) 地裁判決(東京地裁民事11部) 2015年1月16日。一部勝訴。減給・停職26名・31件取消。都側は5名・8件のみ控訴。21名・23件の減給処分取消確定。原告50名は憲法判断での前進、戒告(25件)処分取消を求め控訴。
- 2) 高裁判決(東京高裁第21民事部) 2015年12月4日。一部勝訴。原告・都側双方の控訴棄却。都教委は上告断念。5名・8件の減給・停職処分取消確定(地裁と併せて26名・31件の処分取消確定)。一審原告49名は憲法判断での前進、戒告処分取消、損害賠償を求め最高裁に上告、上告受理申立。
- 3) 最高裁決定 2016年7月12日、最高裁第三小法廷は上告棄却、上告受理申立不受理の決定。高裁判決が確定。

## 9. 10・23通達関連裁判で確定した処分取消の総数

・最高裁での処分取消数	36件・30名(上記6参照)
・東京地裁・高裁・での処分取消確定	
「授業してたのに処分」事件	1件・1名(東京地裁 上記7参照)
東京「君が代」裁判三次訴訟	31件・26名(東京地裁・高裁 上記8参照)
河原井さん根津さん07年事件	1件・1名(東京高裁 河原井さん停職3月取消)
岸田さん減給処分取消請求訴訟	1件・1名(東京高裁 人事委裁決減給1月取消 下記*参照)
河原井さん根津さん08年事件	1件・1名(東京地裁 河原井さん停職6月処分取消 上記5(1)参照)
東京「君が代」裁判四次訴訟	5件・5名(東京地裁 上記1参照)
河原井さん根津さん09年事件	1件・1名(東京地裁 河原井さん停職6月処分取消 上記5(2)参照)
合計	77件・66名

\*岸田さん減給処分取消請求訴訟(1名) 2016年7月19日 高裁勝訴。都教委上告断念。減給1月処分取消確定